

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

【返戻金規定】

入社後 2 週間以内に退職した場合	紹介手数料の 70%返金
入社後 1 か月 以内に退職した場合	紹介手数料の 50%返金
入社後 1 か月超 3 か月 以内に退職した場合	紹介手数料の 20%返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反するなどの、求人者に起因する退職、求人者の都合による解雇、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合には、この限りではありません。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。